

(宛先) 札幌市長

## 施設等利用費請求書 (一時預かり・認可外保育施設等)

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、別途申し出る償還払いの振込先口座に振り込んでください。

ひと月分ずつ請求してください。  
(請求書を月ごとに作成してください。)

請求する保護者は、認定決定通知書に記載された保護者(認定保護者)の名前を記載してください。

台帳で確認すること。  
保護者に確認すること。

認定保護者が記載した日となります。

### 1. 請求対象月

請求対象月	(令和) 1 年 10 月利用分
-------	---------------------

請求日 令和 1 年 11 月 5 日

差支えなければ、認定保護者の捨印を押印ください。



### 2. 請求する保護者(認定保護者)

フリガナ	サッポロ イチロウ	昭和59 年 5 月 6 日
保護者氏名	札幌 一郎	現住所 札幌市中央区南1条東1丁目3-122
	日中連絡のつきやすい電話番号 090-0000-0000	【父・母・その他( )】

請求する認定保護者の押印が必要です。



確認のためご連絡を差し上げることがありますので、お電話番号を記載してください。

新2、3号の認定通知書に記載されています。

### 3. 利用した児童( )

フリガナ		0000000000
児童氏名	札幌 花	生年日 平成26 年 1 月 12 日

請求書を除いた枚数(添付した証明書や領収証の枚数)を記載してください。



### 4. 利用した認可外保育施設等

添付の提供証明書・領収証等のとおり。

添付枚数	1 枚
------	-----

下記枠内に記載の上限額と実際にかかった費用(※)を比較し、低い方の金額を記載してください。  
(※)複数の施設・サービスを併用した場合、合計額を記載してください。



※ 請求対象月分の「特定子ども・子育て支援提供(上限額を超える分については添付不要)」。なお、さっぽろ子育てサポートセンターを利用した場合、児童発達支援センターを利用した場合は「援助活動の報告」又は「病児保育

幼稚園の預かり保育を併用し、預かり保育分の請求書も作成される方は、「上限額(16,300円又は11,300円)」から、「預かり保育分として請求した額を引いた額」を記載してください。  
例: 預かり保育の請求額が9,000円の場合: 11,300円 - 9,000円 = 2,300円

### 5. 認可外保育施設等の利用における施設等利用費

利用料の内訳は添付の証明書・領収証等のお

請求額	30,000 円
-----	----------

※ 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)

※ 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。ただし、幼稚園・認定こども園に通われている方は、第2号認定の場合は月額11,300円、第3号認定の場合は16,300円です。途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。

- 途中で認定期間が終了する場合、又は別の市町村へ転出する場合の限度額: 37,000(42,000)円 × 転出日までの日数 ÷ その月の日数
- 途中で認定期間が開始される場合、又は別の市町村から転入した場合の限度額: 37,000(42,000)円 × 転入先での認定日からの日数 ÷ その月の日数

「初めて請求・振込口座を変更」する方は別紙「振込口座申出書」もご提出ください。

「初めて請求・振込口座を変更」する方は別紙「振込口座申出書」も必ずご記入のうえご提出ください。「振込口座申出書」がないと振込ができませんので、同封をお忘れでないかご確認ください。